

財形貯蓄をされている皆さまへ

子育てをされている勤労者の方を対象に、 当初5年間の貸付金利を0.2%引き下げる特例措置を 実施しています！

子育てをされている勤労者の方が「財形持家融資」を利用しやすくするため、18歳以下の子などを扶養されている方が、新たに財形持家融資を申し込む場合、当初5年間は、通常の貸付金利から0.2%を引き下げる特例措置を行っています（子育て勤労者支援貸付金利引き下げ特例措置）。

お申し込みには期限がありますのでご注意ください。

■ 貸付金利

当初5年間は、お申込みいただいた時点で適用される通常の金利から、0.2%引き下げた金利が適用されます。 貸付金利0.70%→**0.50%**〔令和2年10月1日現在〕

■ お申込み受付期間

令和3(2021)年3月31日までの新規申込みが対象です。

この期間内でも、申込み状況などにより、特例措置を終了する場合があります。

■ 特例措置を受けることができる方

通常の財形持家融資の融資条件を満たしており、かつ、18歳以下の子などを扶養する勤労者（勤労者の配偶者が扶養している場合も含む）であれば、今回の特例措置を受けることが可能です。

ただし、中小企業勤労者貸付金利引き下げ特例措置との併用はできません。

なお、財形持家融資制度のご利用に当たっては、勤務先がこの制度を導入している必要があります。この制度は、独立行政法人 勤労者退職金共済機構が実施しています。

詳しくは下記へお問い合わせください



独立行政法人 **勤労者退職金共済機構**

☎ **03-6731-2935**

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

財形持家融資制度がない会社でも、勤務先から住宅についての援助（負担軽減措置）を受けることができる方は、独立行政法人 住宅金融支援機構（融資物件が沖縄県の場合は沖縄振興開発金融公庫）が実施する「財形住宅直接融資」に、個人で申し込める場合があります。

なお、リフォームを目的としたローンの場合は負担軽減措置の有無にかかわらず申込みが可能です。

● 財形直接融資のお問い合わせ

独立行政法人 住宅金融支援機構 お客様コールセンター

☎ 0120-0860-35（通話料無料） (048-615-0420)